

**審査団の構成基準**  
エンジニアリング系学士課程用  
エンジニアリング系修士課程用  
情報専門系学士課程用  
2024年度適用

本文書は、「認定・審査の手順と方法」（対応基準：認定基準（2019年度～））の「3.3 審査団の構成及び調整申し立て」にある「審査団の構成基準」を定めるものである。なお、本基準に記載している主審査員、副審査員及び審査研修員は、それぞれ2018年度以前の呼称である審査長、審査員及びオブザーバー（研修者）も意味する。

**1. 審査団の構成**

- (1) 審査団長を1名置く。また、審査団長を補佐する副審査団長を原則として1名置くことができる。
- (2) 審査団は上記(1)と第2項に記載する単一又は複数の審査チームにより構成する。
- (3) いずれかの審査チームの主審査員は審査団長を兼ねることができる。また、いずれかの審査チームの主審査員又は副審査員は副審査団長を兼ねることができる。特に、審査団が単一の審査チームで構成される場合は、主審査員が審査団長を兼ね、副審査員が副審査団長を兼ねる。

**2. 審査チームの構成**

**2.1 審査団が複数の審査チームで構成される場合**

- (1) 主審査員1名及び原則として副審査員1名で構成する。
- (2) 高等専門学校プログラムの審査チームは、主審査員1名及び実地審査に参加しない副審査員1名で構成する。
- (3) 原則として実務経験者を含める。
- (4) 必要に応じて審査研修員を加えることができる。

**2.2 審査団が単一の審査チームで構成される場合**

- (1) 主審査員1名及び原則として副審査員2～4名で構成する。ただし、中間審査又は再審査の場合、主審査員1名及び原則として副審査員1名で構成する。
- (2) 中間審査又は再審査の場合、前回審査で主審査員又は副審査員を務めたものを含むことが望ましい。
- (3) 原則として実務経験者を含める。
- (4) 必要に応じて審査研修員を加えることができる。ただし、中間審査又は再審査の場合は原則として審査研修員を加えない。

- (5) 審査研修員を除いた構成員数は、審査の内容、プログラムの数や規模等に関して特別な理由がある場合、認定・審査調整委員会の承認を得て増減することができる。

### 3. 審査団長及び副審査団長の資格

#### 3.1 審査団が複数の審査チームで構成される場合

下記の(1)から(3)までを満たすこと、あるいは認定・審査調整委員会が適格であると認めること。

- (1) 第4項の主審査員の資格を満たしていること。
- (2) 複数の審査チームで構成される審査団の審査団長又は副審査団長の経験を有すること、あるいは新規審査又は認定継続審査の主審査員の経験を2回以上有すること。
- (3) 別紙の利益相反に関する規定を満たすこと。

#### 3.2 審査団が単一の審査チームで構成される場合

下記の(1)から(3)までを満たすこと、あるいは認定・審査調整委員会が適格であると認めること。

- (1) 審査団長は第4項の主審査員の資格を満たしていること。
- (2) 副審査団長は第5項の副審査員の資格を満たしていること。
- (3) 別紙の利益相反に関する規定を満たすこと。

### 4. 主審査員の資格

下記の(1)から(4)までを満たすこと、あるいは認定・審査調整委員会が適格であると認めること。

- (1) 第5項の副審査員の資格を満たしていること。
- (2) 最近6年以内に主審査員又は副審査員として実地審査を経験していること。
- (3) 修士課程プログラムの主審査員は、修士課程プログラムの主審査員又は副審査員の経験を有することが望ましい。
- (4) 別紙の利益相反に関する規定を満たすこと。

### 5. 副審査員の資格

下記の(1)から(10)までを満たすこと、あるいは認定・審査調整委員会が適格であると認めること。

- (1) JABEEの正会員である学協会の会員であるか、又は当該学協会が適格であると認めること。
- (2) 当該分野に対して適切な専門能力を有すること。
- (3) 当該認定種別及び当該分野における技術者教育に詳しく、その継続的改善に熱意を持っていること。

- (4) 当該認定種別用の「認定基準」、「認定基準の解説」、「認定・審査の手順と方法」、「審査の手引き」、「自己点検書作成の手引き」及び「自己点検書」の内容に精通していること。
- (5) 審査員に必要な分析能力とコミュニケーション能力を有し、審査員としての倫理を十分にわきまえていること。
- (6) 審査員としての十分な意欲を持っていること。
- (7) 新規審査又は認定継続審査の審査研修員として実際の審査の場での研修を的確に経験していること。なお、最近6年以内に主審査員、副審査員又は審査研修員を経験していることが望ましい。
- (8) 修士課程プログラムの副審査員は、原則として学士課程プログラムの副審査員（中間審査を除く）としての経験を有すること。
- (9) 修士課程プログラムの副審査員が教員の場合は、原則として修士課程における指導教員の経験を有すること。
- (10) 別紙の利益相反に関する規定を満たすこと。

## 6. 審査研修員の資格

下記の(1)から(7)までを満たすこと。

- (1) JABEEの正会員である学協会の会員であるか、又は当該学協会が適格であると認めること。
- (2) 当該分野に対して適切な専門能力を有すること。
- (3) 当該認定種別及び当該分野における技術者教育に詳しく、その継続的改善に熱意を持っていること。
- (4) 当該認定種別用の「認定基準」、「認定基準の解説」、「認定・審査の手順と方法」、「審査の手引き」、「自己点検書作成の手引き」及び「自己点検書」の内容を理解していること。
- (5) 審査員になるために必要な分析能力とコミュニケーション能力を有し、審査研修員としての倫理を十分にわきまえていること。
- (6) 審査員になるための十分な意欲を持ち、JABEEが本資格を与えるために実施する講習（eラーニングによる講習を含む）を受講する、あるいは正会員学協会が主催するJABEEが承認した審査講習会に参加して、適切な訓練を受けていること。
- (7) 別紙の利益相反に関する規定を満たすこと。

以上

別紙： 審査団の構成員に関する利益相反の排除

以下の項目のいずれかに該当する場合は、当該項目で指定された審査団の構成員となることはできない。

- 1) 当該審査団の審査対象となるいずれかのプログラムと利害関係のある者（現職の教職員、元教職員、名誉教授、当該プログラムで科目を現在担当している非常勤講師、卒業生など）は、当該審査団の構成員になることはできない。
- 2) 大学及び大学校の現職の理事長、理事、学長及び校長は、すべてのプログラムに対する審査団の構成員になることはできない。
- 3) 高等専門学校（国立高等専門学校機構を含む）の現職の理事長、理事及び校長は、すべてのプログラムに対する審査団の構成員になることはできない。
- 4) 当該年度に受審するプログラムのJABEE対応責任者及びプログラム責任者は、すべてのプログラムに対する審査団の審査団長、副審査団長及び主審査員になることはできない。

上記項目以外の利益相反の可能性がある場合は、該当者は依頼元の審査チーム派遣機関又は JABEE 事務局に迅速に申し出る必要がある。依頼元の審査チーム派遣機関又は JABEE は、申し出のあった事項が利益相反にあたるかどうかを検討し、該当者を審査団の構成員とするかどうかを判断する。